

# 平成27年度 定期監査結果

佐渡市監査委員は、定期監査の結果を公表しましたので、その概要をお知らせします。

## 監査の結果

是正を求める指摘事項については下記のとおりである。なお、軽微な事項については、口頭により関係課に改善を要望した。

## 監査の指摘事項

### 1 社会福祉課

#### (1) 相川健康増進センターワイドブルー あいかわの運営について

ア 契約のために業者に送付する見積依頼文書の仕様書に誤って契約金額を記載していた。契約行為に係る手続きにおいては慎重かつ十分にチェックすることを求める。

イ 委託販売の物品について、領収書を発行していなかった。委託販売品であっても金銭の取扱いにおいては規定に基づき執行することを求める。

ウ 使用料の減免について、条例等

佐渡市監査委員 清水 一次  
佐渡市監査委員 中川 隆一

には統一的な減免基準の規定がないため、申請があった都度決裁を経て減免していたが、その決裁は市長決裁が必要にもかかわらず、担当課長決裁となっていた。減免規定を整備するか市長決裁とするか対応を統一することを求める。

### 2 環境対策課

#### (1) 老朽危険廃屋対策支援事業について

補助対象経費に対象外経費にかかる消費税分を算入していたため、過払いとなっていた。実績報告に対する検査は慎重かつ十分にチェックすることを求める。

#### (2) 公衆浴場設備改善事業補助金について

当該補助金の対象経費は市長特認の項目であるが、市長の決裁がされていなかった。例外的項目を市長が特別に認めた場合の手続きは

それらの理由を明示し、決裁により市長の承認を得ることを求める。  
(3) こども環境学習推進モデル事業委託料について

当該事業の起案が遅れたため、実際の日付と異なる日付（3か月の遡り）で契約を締結していた。適正な契約事務の執行を求める。

### 3 農林水産課

#### (1) 森林再生促進事業補助金（しいたけ原木伐採）について

ア 補助金交付要綱に申請の面積要件である補助の上限、下限を設定していなかった。また、補助額を面積当たりで単価設定しているが、林相の疎密による補正や皆伐・択伐の区別等の規定がなく、伐採量に大きな差があっても基準額を適用し補助金を支出していた。このことにより、結果として公平性を欠く補助金支出となっているので、補助金交付要綱に基本的な条件を規定するよう見直し、適正に算定することを求める。

イ 実績報告における確認写真等の不備により成果を確認できない事例が多くあった。また、現地確認検査を行ったとしているが、そのことを確認できる証拠書類がなかった。

補助金交付手続きにおける確認検査は厳正に行い、証拠書類等のチェックと保管を適正に実施することを求める。

### 4 観光振興課

#### (1) 宿泊魅力向上事業について

委託契約において、仕様書と異なる業務を行い、そのことにより減額すべき費用について当初契約にない人件費分として計上することとしていたが、それらの一連の契約変更手続を行わず、当初の契約金額と同額で委託料を支出していた。

当初契約にない人件費分については、減額し返還させることを求める。

## 監査委員の意見

指摘事項には当たらないが、事務処理において改善等の検討を求めるための意見を付すものとする。

### 1 社会福祉課

#### (1) 佐渡市社会福祉協議会運営費補助金について

ア 社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会は財政調整積立預金等が高額でありながら、資産状況を加味する基準もなく運営費補助金を支出していた。今後は資産状況を確認